

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
1	大阪市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	3府財政安定化基金の運用（2）「財政調整機能」の付与について	<p>【意見】</p> <p>保険料の抑制・平準化のための取組について</p> <p>次期「大阪府国民健康保険運営方針（素案）」では、医療費の増嵩傾向が続く中、保険料の上昇が今後も続くと思込まれる状況にあることから、府内統一保険料の抑制・平準化を図るため、令和4年の国民健康保険法の改正により制度化された財政安定化基金の財政調整機能の活用など、財政調整事業の取組を進めることとしている。（第一章 第1-3-（2）、第一章 第2-6-（2））</p> <p>これら保険料の抑制・平準化のための取組にあたっては、医療費の急激な上昇が見込まれる場合等においても被保険者の負担が急増することのないよう、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議における協議内容を適切に踏まえた上で、大阪府がリーダーシップを発揮し、国民健康保険の財政運営の責任主体として確実に取り組んでいただきたい。</p>	<p>被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところです。</p> <p>今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、府として独自の財政措置を行うことは考えていません。</p> <p>このため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p>
		第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	6府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業（2）財政調整事業の基本的な考え方		
2	堺市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	5府内統一保険料率	<p>受益と負担の公平性の観点から導入されている府内での保険料率の統一については、令和6年度から完全統一され、市町村による個別の激変緩和措置が終了の予定とされているが、市町村による激変緩和措置に代わり、府内全市町村が財源を拠出し保険料率の抑制に充てることが予定されている。</p> <p>高齢化や医療技術の進展により保険料率は今後も上昇していくことが見込まれる中、保険料率の抑制は重要課題であることから、市町村も含めた府内全体での財源の活用により保険料率の抑制を図ることには同意する。</p> <p>加えて、昨今の物価高騰の状況や低所得者の比率が高いという国保特有の事情を踏まえると、令和6年度以降の統一保険料率についてもより一層の低減が必要であるため、国に対し更なる公費投入の拡充を求め、また大阪府においても被保険者の急激な負担増加の更なる抑制のための方策や特段の財政支援措置等を講じることを引き続き検討していただきたい。</p>	<p>被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところです。</p> <p>今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、府として独自の財政措置を行うことは考えていません。</p> <p>このため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p>
		第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	6府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業（1）財政調整事業の必要性		
		第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	6府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業（2）財政調整事業の基本的な考え方		
3	岸和田市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	2基本的な考え方	<p>令和6年度から保険料が完全統一となるが、現時点では、全国的に統一となる都道府県はわずかであり、その一方、府内市町村においては、統一化により保険料上昇となる自治体も多い。そのため、被保険者の理解を得るのが困難になると推測され、ひいては広域化の意義・目的が問われかねない状況に陥る可能性もある。保険料統一の意義、統一化による現在及び将来に渡るメリット等を強調すべきではないか。</p>	<p>国保を統一することのメリットは、高齢化の進展や医療費が上昇する中、被保険者が安心して医療サービスを受けることができ、人生100年時代を見据えた健康の保持に資するものと考えます。</p> <p>その実現のため、大阪府で1つの国保として保険財政の安定的な運営、医療費の適正化などの施策に取り組むことについて、被保険者の理解が得られるよう、市町村と連携を図りながら、制度周知に努めてまいります。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
4	岸和田市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	2 財政収支の改善に係る基本的な考え方（1）市町村国保の現状	「国民健康保険は、被用者保険と比べて年齢構成が高く～構造的な課題を抱えている」とあるが、被用者保険との比較一覧表（参考：「国保のすがた」国民健康保険中央会 P6）等を挿入する方がより鮮明になるのでは（当方針は府内市町村国保担当のみならず、広く公表されることを踏まえ、方針策定の前提となる市町村国保の現状に対する理解を深めてもらうため）。	国民健康保険の構造的課題については、市町村国保の現状であると同時に、制度設計に責任を持つ国が主体的に取り組むべきものであると認識しております。 また、前述の課題を表している各保険者の比較表については、過去から厚生労働省の公表資料に掲載されており、既に広く公表・認知されているものと認識しております。 以上を踏まえ、素案でお示ししている記載内容としたものであり、記載内容については、必要に応じ、引き続き検討してまいります。
5	岸和田市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	2 財政収支の改善に係る基本的な考え方（1）市町村国保の現状	「低所得者が多いという構造的な課題を抱えている」とあるが、この間、被用者保険加入者の一人当たり所得は上昇傾向にあるのに対し、国民健康保険被保険者の一人当たり所得は減少傾向であり、低所得化がより顕著になってきている（参考：「国保のすがた」国民健康保険中央会）。そのため、大阪府としても、国に対して、低所得者の方に対する一層の対策強化の要望を強めていただくとともに、そうした点を踏まえた国民健康保険運営を進めていただきたい。	国民健康保険の構造的課題については、市町村国保の現状であると同時に、制度設計に責任を持つ国が主体的に取り組むべきものであると認識しております。 このため、国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
6	岸和田市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	2 財政収支の改善に係る基本的な考え方（6）市町村が保有する財政調整基金の取扱い	基金の繰出しについては、被保険者の負担軽減を目的として、「府及び市町村での国民健康保険特別における財政調整事業の実施のため」が新たに追加されたが、更なる負担軽減のため、①各種減免制度における共通基準の拡大、②新たな減免制度の創設、③多子世帯・低所得世帯に対する保険料軽減制度の創設、等への活用についても、今後検討を進めていただきたい。	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じで見直しを行うこととしています。
7	岸和田市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	3 事業費納付金の算定方法（1）医療分	大阪府の示す市町村標準保険料率は全国的に見ても高い水準にある一方、大阪府における一人当たり医療費はそこまでの水準に達しておらず、結果として事業費納付金算定が高すぎるとの批判が寄せられており、大阪府としての見解を伺いたい。また、こうした批判を踏まえ、適正な推計に基づいたより精緻な算定の実施をお願いしたい。	本府の市町村標準保険料率については、医療費からなる保険給付費だけでなく、保険料減免や保健事業等の費用についても保険料で賄う経費として含まれていることから、医療費水準と必ずしも同じ水準とはなりません。 また、事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないように、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
8	岸和田市	第二章_第5 医療費の適正化の取組	3 保健事業の取組の充実・強化 (1) 特定健診・特定保健指導の充実と実施率向上に向けた取組強化	特定健診の項目については、「別に定める基準」を府内共通基準としているが、府内市町村で上乘せされている独自項目のうち、大半の市町村において実施されている項目に関しては、府内共通基準に追加することを検討されたい。	大阪府国民健康保険運営方針において定める共通基準の項目として、現行の内容をベースに、ワーキング・グループにおいて検討してまいります。
9	岸和田市	第三章_第7 市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進	1 市町村が担う事務の共通化・共同実施 (3) 広報事業の共同実施	特定健診の受診率向上等、医療費適正化に関する啓発は、保険者共通の取組みであり、各保険者個別の啓発は費用対効果が乏しい。全ての啓発を統一化することは困難かもしれないが、メディア等への展開が見込まれることから、保健事業に関する啓発の一定程度（特定健診等重要なもの）を府内統一の取組みを進めていただきたい。	第4期特定健診・特定保健指導の見直しに関する検討会（とりまとめ）においても記載されているとおり、特定健診の受診率向上のためには、はがき、電子メール、電話等の個別通知による勧奨や、ICT活用も含む個人の予防・健康づくりへの啓発促進、自治体特性や地域ごとの状況の相違・性別・年齢層の状況を確認した上でのターゲット層判断などが求められているところです。 保健事業に関する啓発については、例えば、テレビCM等の一律のメディア展開ではなく、ターゲットに合わせた啓発が必要であり、統一できる部分については、効果や趣旨を踏まえ、検討してまいります。
10	岸和田市	第一章_第2 市町村における保険料の標準的な算定方法	6 府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業 (2) 財政調整事業の基本的な考え方	財政調整機能の活用方法の一例として、「前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、確定前期高齢者交付金の額を上回る場合」等が挙げられているが、従来から国・大阪府に対して要望を続けてきた「各市町村の被保険者数や所得が推計値と大きく乖離する等の市町村の責めに帰さず財源に過不足が生じる場合」も活用策として含めていただきたい。	事業費納付金については、毎年度の実績において、見込み額より下回る場合もあれば、上回る場合も想定され、後年度において徐々に補正されることが想定されます。このため、国が示す納付金算定ガイドラインにおいて、都道府県と各市町村の個別の関係において精算は行わないことを基本とするものとして定められています。 このことから、事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないように、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
11	岸和田市	第一章_第3 市町村における保険料の徴収の適正な実施	2 収納対策 (3) 収納率向上に向けた取組	生活苦又は消費者金融等の多重債務が原因で、保険料滞納に陥った被保険者は少なくない。その意味からも、今回の運営方針において、「他部署との連携」が加えられたことにより、市町村においても取組強化を進めていく必要があると捉えている。ただ、標題に関しては、「滞納者の生活再建を見据えた他部署等との連携」等とした方が、より取組の趣旨が鮮明になるのでは。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。
12	豊中市	序章_第2 府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	1 国民健康保険制度のあるべき姿	「また、国民健康保険法第4条において、国民健康保険事業の運営が健全に・・・」を 「また、国民健康保険法第1条においては、国民健康保険は社会保障の一環であることを明らかにしており、もしくは、同法第4条においては、国民健康保険事業の運営が健全に・・・」に改める。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
13	池田市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	1 国民健康保険制度のあるべき姿	国民健康保険制度は、他の医療保険に加入されていない方を被保険者とする性質上、被保険者の平均所得水準が低くなる一方、年齢構成が高く、医療費水準も高いため、保険料の負担感が高くなるという構造上の課題がある。また、今後、高齢化や医療の高度化による医療費の増加に加え、被用者保険への適用拡大等により被保険者数も減少する中、保険料の上昇が今後も続く見込まれるため、国保制度の構造的な問題を解決する抜本的な制度改正と財政支援の拡充について、国に対し継続的に強く要望いただきたい。	国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
14	池田市	全般・その他	全般	大阪府においては、全国に先駆けて保険料の完全統一がなされ、国保の安定的財政運営を目指すとともに、令和6年度からは府全体での保険料抑制に向け財政調整事業のなかで様々な検討しているが、今後も被保険者の負担は増加が見込まれる。大阪府としても、更なる被保険者の負担軽減や公平性が担保される制度設計と、保険料率のみならず、医療費適正化や保健事業及び収納対策等についても、公平性の観点からの統一や広域化による効率化に向け、大阪府主導のもと十分にその役割を果たしていただきたい。	財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国保制度の安定化に努めてまいります。
15	吹田市	序章_第1基本的事項	1 策定の目的	【意見】 経過措置期間の実績を踏まえ、広域化の効果や必要性を追加して欲しい。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。
16	吹田市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	3 府内統一基準の設定（1）保険料関係	（1）保険料関係（令和6年度保険料から）	第1の基本的事項において、本方針に係る対象期間を令和6年度から令和11年度までとして定めており、ご指摘の誤解等は生じないものと考えられます。
17	吹田市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	3 府内統一基準の設定（1）保険料関係	ウクライナ避難民に係る保険料の減免基準について、運営方針に定めないのであれば、「別に定める基準」に明記すべき。	「別に定める基準」については、大阪府国民健康保険運営方針の具体的な内容を定めるものであり、共通基準としてまとめたものです。 「別に定める基準」に記載されている保険料減免の基準は、「府全体の共通経費として取り扱われる減免の基準」であり、「調整会議での協議により実施が認められた国通知に基づく保険料減免」については、共通経費として取り扱われない例外的な取扱いとなることから、「別に定める基準」への記載内容としては馴染まないものと考えられます。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
18	吹田市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	3府内統一基準の設定（2）保険料関係以外	ウクライナ避難民に係る一部負担金の減免基準について、運営方針に定めないのであれば、「別に定める基準」に明記すべき。	「別に定める基準」については、大阪府国民健康保険運営方針の具体的な内容を定めるものであり、共通基準としてまとめたものです。 「別に定める基準」に記載されている一部負担金減免の基準は、「府全体の共通経費として取り扱われる減免の基準」であり、「調整会議での協議により実施が認められた国通知に基づく一部負担金減免」については、共通経費として取り扱われない例外的な取扱いとなることから、「別に定める基準」への記載内容としては馴染まないものと考えられます。
19	吹田市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	7その他（3）保険料の減免	「別に定める基準」にP14の②（オ）国通知に基づく保険料・一部負担金の減免を実施する（ただし、調整会議での協議により実施が認められたものに限る。）の記載が必要と考える。	「別に定める基準」については、大阪府国民健康保険運営方針の具体的な内容を定めるものであり、共通基準としてまとめたものです。 「別に定める基準」に記載されている保険料・一部負担金減免の基準は、「府全体の共通経費として取り扱われる減免の基準」であり、「調整会議での協議により実施が認められた国通知に基づく保険料・一部負担金減免」については、共通経費として取り扱われない例外的な取扱いとなることから、「別に定める基準」への記載内容としては馴染まないものと考えられます。
20	吹田市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	2財政収支の改善に係る基本的な考え方（6）市町村が保有する財政調整基金の取扱い	【意見】 「②財政調整基金の繰出し」の考え方については、基金のない市町村においては、「繰越金」について同様の考え方で運用することになるのか？	財政調整基金を設置していない市町村においては、前年度繰越金について、同様の考え方が適用されます。
21	吹田市	全般・その他	その他	【意見】 目次の章立てが、「三つの施策を推進するための主な取組内容」から付番されているため、序章・第1章は、「第1」から始まるが第二章が「第5」から始まるので違和感がある。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
22	吹田市	全般・その他	その他	【意見】 保険者努力支援金等における余剰金については、市の裁量で使用すべき。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところです。 今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。
23	泉大津市	全般・その他	その他	年齢構成、一人当たりの医療費水準は高いが、所得水準が相対的に低く、また、被用者保険の拡大等で被保険者数が減少傾向にあるという国保の状況は構造的な課題であるため、抜本的な改革を国に強くもとめていただきたい。	国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
24	泉大津市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	3府内統一基準の設定（1）保険料関係	府内で保険料減免を統一するにあたり、国主導で未就学児の均等割5割軽減制度はあるが、府として、多子世帯に対する保険料負担の軽減を講じていただきたい。また、低所得者に配慮した減免を講じ、低所得世帯の負担軽減に努めていただきたい。	令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も5割となっていることから、本府としましても、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望を行っているところです。 また、国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、府として独自の財政措置を行うことは考えていません。 このため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。 なお、保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしています。
25	泉大津市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	2財政収支の改善に係る基本的な考え方（6）市町村が保有する財政調整基金の取扱い	市が保有する財政調整基金の取扱いについては運営方針に記載されている場合に限定されているが、市に一定の裁量を認めてほしい。	市町村が保有する財政調整基金の取扱いも含め、府及び市町村における国民健康保険事業（特別会計）のあり方については、大阪府国民健康保険運営方針策定後も、引き続き、検討を行うこととしており、財政運営にかかる諸課題とともに、「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料 5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
26	泉大津市	第二章_第5 医療費の適正化の取組	4 施策推進にあたっての役割 (1) 市町村	今後の国保財政のためにも保健事業の取組は重要と考えるが、市町村独自の取組に関しては慎重に議論し、柔軟な対応を求めたい。	ヘルスアップ事業費では実施できませんが、一定の効果が見込める事業について、ワーキング・グループの意見を踏まえて効果的取組への財政支援も検討してまいります。
27	高槻市	序章_第1 基本的事項	5 運営方針の進行管理及び検証・見直し	①運営方針のPDCAサイクルについて 令和6年度の保険料完全統一後に、被保険者の受益と負担の公平性を確保し、市町村国保が安定的な財政運営や効率的な事業運営を行うためには、大阪府及び市町村国保特会の中期的な収支を見通すとともに、市町村が実施する保健事業、収納対策、保険者努力支援制度交付金獲得の取組についての取組方針を策定し、大阪府の指導の下、府内全体で統一した取組を行う必要がある。 新たな財政調整事業を始め、大阪府及び市町村が実施する統一保険料抑制のための取組等について、それぞれの役割を明確化し、運営方針の中間見直しを行う3年間で、PDCAサイクルを回すこと。	国保財政の安定的な運営や、市町村が担う事務の広域的・効率的な運営に向け、取組の継続的な改善、都道府県単位化の趣旨の深化を図るため、大阪府国民健康保険運営方針に基づく取組の状況については、「広域化調整会議」等を通じて、PDCAサイクルに基づく進捗管理を行い、効果検証を行ってまいります。
28	高槻市	序章_第2 府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	3 府内統一基準の設定 (1) 保険料関係	②府内統一基準について 保険料減免に係る府内統一基準について、市町村事務処理標準システムで対応しきれない事務処理が定められているため、「市町村事務処理標準システムに紐づく外付けシステム」が必要となっているが、制度改正等の度に外付けシステムの改修も行わなければならない。 市町村事務処理標準システムの導入目的として、カスタマイズの抑制と維持管理コストの削減が期待されていることから、今後の府内統一基準の設定にあたっては、市町村が標準化のメリットを最大限享受できるよう考慮すること。 また、府内統一基準の実施に係るシステム改修の費用については、引き続き市町村の負担とならないよう、大阪府において財政措置を講じること。	府2号繰入金を活用した府独自インセンティブについては、「広域化調整会議」等における検討の結果、令和6年度以降は廃止するとの方針決定を踏まえ、広域化推進に向けたシステム改修事業についても、令和5年度までの実施となっています。 保険料減免に係る府内統一基準とシステムの標準化との対応等については、今後、「広域化調整会議」等を通じて、検討してまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
29	高槻市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	3 事業費納付金の算定方法（1）医療分	<p>③保険料・事業費納付金の算定について</p> <p>被保険者の負担軽減を図るとともに、保険財政の安定的運営のため、算入する費用の抑制、大阪府及び市町村国保特会以外からの歳入の確保、保険料の確実な収納について、府内全体で毎年度の目標を共有したうえで、取組を進めること。</p> <p>また、算入する費用ごとに必要最小限に抑制するための仕組みを構築すること。</p>	<p>事業費納付金については、国から示される係数等に基づくもののほか、例えば、保険料減免に係る費用については市町村から提出される算定に係る基礎データ資料に基づき、算定しているものですが、参入する費用等について、市町村とも連携しながら、適切な算定に努めてまいります。</p> <p>また、保険料の確実な収納については、次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）に記載している目標収納率は毎年度更新されることに鑑み、「広域化調整会議」等において目標収納率と実収納率の乖離を検証してまいります。</p>
30	高槻市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	3 事業費納付金の算定方法（1）医療分	<p>④保健事業の在り方の見直しについて</p> <p>現在、大阪府において保健事業の在り方の見直しが進められているが、被保険者の保険料負担を最大限抑制するとともに、実効性のある医療費適正化のための保健事業を効果的かつ効率的に実施する観点で、保険料を財源に実施する保健事業の適正化を図る必要がある。</p> <p>まずは、（1）大阪府が定める取組指標に基づき、統一保険料を財源として府内共通で実施する標準的な保健事業と、（2）更なる成果向上を図るため、市町村が任意でインセンティブ財源や一般会計負担等を活用して実施する市町村独自保健事業とに分けて整理すること。</p> <p>また、令和7年度から実施予定とされている府2号繰入金独自インセンティブ等による財政措置については、毎年度の当初予算編成に間に合うよう、対象事業等の交付基準を示すこと。</p>	<p>医療費の適正化の取組として、健康づくり・生活習慣病重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得を共通目標とします。</p> <p>独自事業分を含む市町村が行う保健事業については、保険者努力支援制度評価点獲得につながる事業であることを基本とした上で、財源の在り方については、財政運営検討ワーキング・グループにおいて引き続き検討を進めることとします。</p>
31	高槻市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	3 事業費納付金の算定方法（1）医療分	<p>⑤過年度の保険料収納見込みに係る納付金について</p> <p>滞納繰越分の収納は統一保険料の抑制につながるが、現在の制度は、平成30年度の広域化以降に滞納繰越額を減らした市町村の負担が重くなる仕組みになっている。被保険者の負担軽減、受益と負担の公平化の観点で、過年度の保険料収納見込みに係る納付金制度を見直すこと。</p> <p>また、大阪府として、市町村別の納付金負担に差をつけている妥当性を説明すること。</p>	<p>事業費納付金の算定における保険料の過年度収納分の取扱いについては、「広域化調整会議」等における検討を踏まえ、算定しているところですが、令和6年度事業費納付金算定に向けては、過年度収納分の取扱いについての一部見直しを図っているところでありますが、引き続き「広域化調整会議」等において、検討を進めてまいります。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料 5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
32	高槻市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	4 標準的な収納率	<p>⑥標準的な収納率の設定について</p> <p>平成30年度から令和3年度まで収納率の府内平均値は年々向上したものの、収納率底上げのインセンティブとしては、十分に機能していない。市町村別の収納率については、令和6年度以降は統一保険料率となることにより、所得水準による影響はほぼなくなると考えられることから、標準的な収納率には、規模別基準収納率を採用すること。</p> <p>また、大阪府として、市町村別の納付金負担に差をつけている妥当性を説明すること。</p>	<p>事業費納付金算定の基礎となる標準的な収納率については、各市町村における実収納率を基本としつつ、規模別の基準となる収納率との差に応じた諸条件を加味した上で設定することとしています。</p> <p>設定に当たっては、「保険財政の安定的運営」の観点が必要であると同時に、収納率の高い市町村に対するインセンティブとなる要素も必要であると考えています。</p> <p>こうした認識を踏まえ、標準的な収納率の具体的な設定については、例えば、収納率が規模別基準収納率を上回っている場合は、一定のルールの下、実収納率より低く設定することで、その差分が当該市町村の独自財源となるなど、インセンティブが働く仕組みとしています。</p> <p>一方、下回っている場合は、実収納率より高く設定することで、改善努力を促すこととしています。</p> <p>諸条件については、今後とも、「広域化調整事会議」等において検討の上、適切な設定に努めてまいります。</p> <p>なお、府内市町村における所得水準は同一ではないことから、保険者間の負担の公平性の観点も必要であると考えています。</p>
33	高槻市	第一章_第3市町村における保険料の徴収の適正な実施	1 府内市町村の現状	<p>⑦府内市町村の取組支援について</p> <p>保険料完全統一後は、被保険者の受益と負担の公平性の確保の観点から、収納対策、保険給付の適正化の取組、医療費適正化の取組についても、同水準とすべきである。</p> <p>また、保健事業に係る府の財政措置、標準収納率等の納付金制度、保険者努力支援制度等を効果的に機能させることにより、市町村への適切なインセンティブが必要となる。</p> <p>そのための取組支援として、例えば大阪府において、規模別基準収納率や過年度分の全国平均収納率を達成できない団体の収納対策業務を支援する仕組みを構築するなど、「好事例の横展開の促進」については、情報提供にとどまらず、具体的な成果に直結する取組支援策を記載すること。</p>	<p>財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国保制度の安定化に努めてまいります。</p> <p>また、その実現に向けて、「広域化調整会議」等を通じて継続的に検討を進めてまいります。</p>
		第一章_第4市町村における保険給付の適正な実施	1 府内市町村の現状		
		第二章_第5医療費の適正化の取組	1 府内市町村の現状		

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
34	守口市	序章_第1 基本的事項	5 運営方針の進行管理及び検証・見直し	「大阪府で一つの国保」との考え方の下、国民健康保険制度をオール大阪で広域化されることは、被保険者の負担軽減を図りつつ、持続可能な国保運営の実現に資するものであり、大きな意味があるものと考えている。令和6年4月1日から、保険料完全統一が実現されるが、引き続き十二分に各市町村の実情を踏まえつつ、大阪府内の全ての被保険者にとって、より良い国保運営となるよう努められたいこと。	財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国保制度の安定化に努めてまいります。 また、その実現に向けて、「広域化調整会議」等を通じて継続的に検討を進めてまいります。
35	守口市	第二章_第5 医療費の適正化の取組	4 施策推進にあたっての役割（2）府	疾病予防や健康の保持増進などの保健事業は、府内市町村のデータの集約やニーズの把握により、より効果的かつ効率的な事業の実施を図りやすく、とりわけオール大阪としてのメリットを活かしやすい分野ではないかと思われる。このため、人生100年時代を見据えた健康の保持増進・健康寿命の延伸に資する仕組み・制度の実現に向け、保健事業における府及び市町村の連携について、より一層の充実・強化を図られたいこと。 また、必要な医療を確保しつつ、医療費の適正化の取組についても併せて推進されたいこと。	全国に先駆けて保険料統一による被保険者負担の公平化をめざした現行方針の理念・取組を継承し、引き続き保険財政の安定的運営を図りつつ、人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の充実・拡大を図ってまいります。 国保運営の基本的な考え方として、予防・健康づくりと併せて医療費適正化の推進のため、被保険者自身による予防・健康づくりのための取組を推進してまいります。
36	守口市	全般・その他	全般	市町村が担う事務の共通化や共同実施は、各市町村の事務の効率化に寄与し、行政コストの削減につながることはもとより、最終的には、被保険者への行政サービスの向上に資するものである。については、今後も市町村国保のあらゆる事務について、共通化、共同実施の可能性を探り、効果の高いものから順次実施されるよう積極的に議論・検討し、推進されたいこと。	市町村が担う事務においては、住民サービス等に大きく差異が生じないよう、事務の共通化や共同実施、広域化の検討を進めつつ、実現し、検証しながら、事務処理の効率化図ってまいります。
37	守口市	全般・その他	全般	国保制度は被保険者の年齢構成が高く、医療費水準も高いなど、構造的問題を抱えている。高齢化などに伴う医療費の増嵩を背景に、今後も保険料率の上昇が見込まれることから、国保制度の構造的な問題を解決する抜本的な制度改正とそれまでの間の財政支援の実施について、国に対し、継続的に要望されたいこと。	国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料 5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
38	守口市	全般・その他	その他	大阪府及び市町村が共に推進した保険料完全統一化の実現により、大阪府においては、被保険者間の受益と負担の公平化が図られるとともに、府内各市町村においては、その規模や実情に応じた保健事業の充実が可能となった。一方で、より安定した今後の大阪府全体の国保運営を考え、オール大阪で、保険財政の安定的な運営や予防・健康づくり、あるいは事務運営の効率化をさらに推し進めるための新たな仕組みについても、考えていく必要があるのではないかと感じている。については、例えば、大阪府と府内全市町村が構成団体となる広域連合を設置するなど、新たな国保の広域化の枠組みについても研究・検討されたいこと。	財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国保制度の安定化に努めてまいります。 また、今後のあり方については、「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。
39	枚方市	序章_第2府における国民健康保険制度の運営に関する基本的な考え方	2 基本的な考え方	「市町村国保は、「大阪府で一つの国保」として、医療保障制度における相互扶助の精神の下で、府内全体で支えあう仕組みとし、負担を分かち合うこととなった。」とあるが、令和6年度の保険料率完全統一に当たって取り残される市町村が無いように、環境整備を図っていただきたい。	財政運営の責任主体として、市町村との適切な役割分担に基づき、安定的な財政運営や、予防・健康づくり及び医療費の適正化の推進、事務事業の広域化・効率化を推進して、国保制度の安定化に努めてまいります。 また、その実現に向けて、「広域化調整会議」等を通じて継続的に検討を進めてまいります。
40	枚方市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	1 標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	標準的な応益割と応能割の割合（1：β）について、改めて検討すべき。大阪府においては、βが1より小さいため応益割の配分が大きく、所得が低い世帯の負担が重くなっています。応益割：応能割を1：1として所得割総額を算出した上で、市町村ごとの所得シェアにより算定する方法も検討されたい。	保険料を原資とする事業費納付金の算定における応能（所得）割合については、国が示す納付金算定ガイドラインにおいて、「都道府県の所得水準に応じて設定する」ことが基本とされており、「都道府県平均の1人あたり所得」を「全国平均の1人あたり所得」で除した値（β）で算出するとされています。 これは、国普通調整交付金が、各都道府県の所得水準に応じて交付される仕組みになっており、例えば、全国平均より所得水準が低い都道府県の場合には、全国平均との差を国普通調整交付金で補う仕組みとなっているためです。 ちなみに、令和4年度分の大阪府への普通調整交付金（特例調整交付金は含まない）の交付額は、約570億円となっており、全国で最も多くなっています。 広域化後においては、現行の法令等の考え方に則して賦課割合を設定すべきものと考えます。
41	枚方市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	1 標準的な保険料算定方式（医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分）	応益割における被保険者均等割と世帯別平等割の割合（60：40）について、改めて検討すべき。均等割と平等割の割合は、多くの都道府県が70：30を基本としているようです。未就学児の均等割軽減や産前産後期間の均等割免除が導入されたこともあり、これらの軽減等による被保険者の負担緩和の効果が、他の都道府県より薄くなってしまう懸念があります。	応益割の賦課割合につきましては、新制度前、府内の半数以上の市町村において、その当時示されていた政令どおりの70：30とされていたものですが、多子世帯に対する負担軽減の観点から、「広域化調整会議」等において、均等割部分の割合を低くする方向で議論を重ね、単身世帯の負担に無理のない範囲を検討した結果、被保険者均等割と世帯別平等割を60：40としたものです。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
42	枚方市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	3 事業費納付金の算定方法（1）医療分	事業費納付金として集める範囲に保険事業費（独自事業分）を含めるべきではない。市町村によって実施内容や所要額が異なり、保険事業の内容の精査・検証も行われていない独自事業分の保険事業に、全市町村が公平に負担する保険料を充てるべきではないと考えます。各市町村が独自で実施する保険事業は、それぞれの市町村の財源等を充てて実施するものとし、統一保険料の抑制を図るべきではないでしょうか。	医療費の適正化の取組として、健康づくり・生活習慣病重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得を共通目標とします。独自事業分を含む市町村が行う保健事業については、保険者努力支援制度評価点獲得につながる事業であることを基本とした上で、財源の在り方については、財政運営検討ワーキング・グループにおいて引き続き検討を進めることとします。
43	枚方市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	4 標準的な収納率	平均収納率から減ずる値、インセンティブの値の縮小について検討されたい。実収納率と保険料率算定に用いる標準収納率の乖離が問題と考えます。標準収納率を必要以上に低く設定し、各市町村が納付金必要額を超えて収納する保険料を黒字として積むのではなく、実収納率に近い標準収納率を設定し、統一保険料の抑制を図るべきではないでしょうか。	事業費納付金算定の基礎となる標準的な収納率については、各市町村における実収納率を基本としつつ、規模別の基準となる収納率との差に応じた諸条件を加味した上で設定することとしています。設定に当たっては、「保険財政の安定的運営」の観点が必要であると同時に、収納率の高い市町村に対するインセンティブとなる要素も必要であると考えています。こうした認識を踏まえ、標準的な収納率の具体的な設定については、例えば、収納率が規模別基準収納率を上回っている場合は、一定のルールの下、実収納率より低く設定することで、その差分が当該市町村の独自財源となるなど、インセンティブが働く仕組みとしています。一方、下回っている場合は、実収納率より高く設定することで、改善努力を促すこととしています。諸条件については、今後とも、「広域化調整事会議」等において検討の上、適切な設定に努めてまいります。
44	枚方市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	6 府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業（2）財政調整事業の基本的な考え方	①事業費納付金を通じた保険料抑制について、1人あたり保険料抑制額から算出するスキーム以外の手法も検討されたい。公平性の観点から全市町村が負担可能な範囲であることを前提としています。が、より大きな保険料抑制のためには、例えば市町村の黒字額に応じて負担額を設定するなど、他の手法も検討すべきと考えます。また、一定期間後には、令和6年度以降の市町村国保特会に生じる黒字を活用する手法を含め、更なる財政調整事業について検討する旨を記載してはどうでしょうか。今後発生する各市町村の黒字部分の活用については、あらかじめ共通の認識を持ち、スムーズに財政調整事業に取り組めるようにすることが重要です。	「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整事会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものです。令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国保特会の財政状況を踏まえ、「広域化調整事会議」等において、引き続き検討してまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
45	枚方市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	6府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業（2）財政調整事業の基本的な考え方	②財源配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保について、保険料抑制に活用する財源規模等の検討には、市町村と十分協議していただきたい。府2号繰入金と保険者努力支援制度交付金を保険料の抑制財源に充てること自体には異論はありませんが、各市町村が保険事業等を実施するために必要な金額を留保できるよう、普通交付金の独自事業分のあり方と併せて、各市町村の意見を丁寧に聴き、検討していただきたい。	府2号繰入金については、令和6年度以降、府独自インセンティブを廃止し、府1号繰入金に振り替えた上で、統一保険料抑制財源として活用します。 加えて、被保険者の健康の保持増進につながるなどの一定の効果が見込める保健事業に対する財政支援として府2号繰入金を活用する枠組みを令和7年度実施に向けて検討していきます。 また、財政調整事業に用いる保険者努力支援制度交付金の一定割合については、毎年度の事業費納付金算定の状況を踏まえ、「広域化調整会議」等で検討の上、決定することとしたところです。 当該交付金の全国順位の引き上げにより、さらなる公費を獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくり、医療費適正化、収納率向上等の取組を進める方針の下、継続的に検討を進めてまいります。
46	茨木市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	6府及び市町村の国民健康保険特別会計における財政調整事業（1）財政調整事業の必要性	「①事業費納付金を通じた保険料抑制」について、現在府内の多数の市町村において生じている基金積立額や繰越金額を踏まえ、できる限り保険料上昇抑制につながる取組とされたい。 また、今後も引き続き、継続的に保険料の上昇抑制を図ることができる仕組みの検討を進められたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところです。 今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。
47	茨木市	第一章_第1国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	1医療費の動向と将来の見通し（3）医療費の動向	医療費の推計については、保険料率の上昇に直結することから、過年度実績に基づく算定だけでなく、可能な限り過年度の特種要因や次年度において想定されるイレギュラーな要素等も勘案し、精緻な見込みに努められたい。 また、医療費の増加が見込まれる際には、保険料の上昇につながらないように、適切に保険料上昇抑制策を講じられたい。	事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないように、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
48	茨木市	第三章_第7市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進	1市町村が担う事務の共通化・共同実施（1）被保険者証（資格確認書）等	現在国で検討されている被保険者証とマイナンバーカードの一元化への対応について、国の検討状況を踏まえ、極力早いタイミングで大阪府における方向性を示されるとともに、マイナンバーカードを持たない被保険者や配慮を要する被保険者等について、適切に保険適用による医療の受診ができるよう、また新たな負担が生じないように検討されたい。	マイナンバーカードによる被保険者証の廃止を含めた国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えています。 資格確認書の取扱いを含め、制度の実施が円滑に進められることが重要と認識しており、今後どのように導入が進められるのか、具体的な方針が示されるよう国に働きかけるとともに、「広域化調整会議」等で引き続き検討してまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
49	泉佐野市	全般・その他	全般	【修正案：最終段落に文言追加】 この大阪府国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として、持続可能な国民健康保険制度の構築をめざし、国民健康保険の安定的な財政運営並びに府内市町村の国民健康保険事業の広域化及び効率化を推進するため、基本的な考え方となる二本柱を運営の基本として、府と市町村の適切な役割分担に基づく三つの施策を推進し、めざす方向性について共有するための方針として策定するものである。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。
50	泉佐野市	全般・その他	全般	【意見】 「実収納率」が「規模別基準収納率」を上回る市町村へのインセンティブと、下回る市町村への努力分にかかる「諸条件」が、収納率向上のために市町村の取組を促進するために適正な数値となっているかの検証を要す。	収納率向上を図るための市町村の取組を促進するためには、目標収納率と実収納率の乖離を検証する必要があることから、「広域化調整会議」等において市町村とともに協議を進める中で、検討を進めてまいります。 事業費納付金算定に係る諸条件については、今後とも、市町村と協議しながら、適切な設定に努めてまいります。
51	泉佐野市	全般・その他	全般	【意見】 保険料抑制のための財源確保にかかる保険者努力支援制度交付金について、府内全市町村が確実に協力を行い、順位の引き上げ、さらなる公費獲得を共通目標とするため、引き続きワーキングや調整会議等での協議、意識の共有を大阪府主導で行っていただきたい。	財政調整事業に用いる保険者努力支援制度交付金の一定割合については、毎年度の事業費納付金算定の状況を踏まえ、「広域化調整会議」等で検討の上、決定することとしたところです。 当該交付金の全国順位の引き上げにより、さらなる公費を獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくり、医療費適正化、収納率向上等の取組を進める方針の下、継続的に検討を進めてまいります。
52	泉佐野市	全般・その他	全般	【意見】 令和6年度保険料完全統一後は受益と負担の公平性の確保が最も重要であり、資格証明書交付等の収納対策についても事務運用統一化にむけ議論をすすめていくべきである。	収納対策につきましては、各市町村における地域の実情を考慮しつつ、「広域化調整会議」等において市町村とともに検討を進めることとして、次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）に記載しているところです。
53	泉佐野市	全般・その他	全般	【修正意見】 ①「口座振替推奨の取組」は、「口座振替のさらなる推進」とすべき。	お示しのご意見を参考に、本文の見直しを検討いたします。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
54	泉佐野市	全般・その他	全般	【意見】 適正化、効率化を図るため特に専門性のある事案は大阪府が委託を受けて実施していただきたい。	国保法改正に伴い、都道府県において「損害賠償請求権の代位所得することができる」規定とされておりますが、人材の不足（対応できる十分なマンパワーがないことや専門的知見を有する職員がない）や財源等の整備されていない状況です。 お示しのご意見を参考に、今後の「広域化調整会議」等における検討課題とさせていただきます。
55	泉佐野市	全般・その他	全般	【意見】 他の保険者や特に医療機関への制度理解・協力を大阪府主導により保険者協議会や、府医師会等への働きかけを行っていただきたい。	過誤調整の取組強化として、他の保険者に対する制度の理解や過誤調整の未然防止に努めてまいります。 また、市町村と国保連合会と協議しながら、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。
56	泉佐野市	全般・その他	全般	【意見】 令和6年度保険料完全統一後は受益と負担の公平性の確保が最も重要であり、保健事業についても統一化をめざすのであれば、その展望について記載すべきである。	被保険者の健康の保持増進と保険料抑制のための財源確保の観点から、保険者努力支援制度評価点獲得につながる事業を基本とし、ワーキング・グループで検討してまいります。
57	泉佐野市	全般・その他	全般	【意見】 広報事業の共同実施にあたり、増加している「外国人被保険者への対応」の観点も記載すべきである。	広域的に共同実施することにより、広域化が可能と考えられるため、事務の広域化・標準化の観点から、大阪府と市町村が広域的な広報活動による共同実施するよう「次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）」に記載しているところです。 広報スケジュールを踏まえた年間広報計画を作成し、大阪府と市町村の連携による広報事業の共同実施を行うことで、被保険者や関係機関等に適切かつ適正な情報を周知してまいります。
58	富田林市	全般・その他	全般	保険料の減免基準について、マニュアルを改定・充実させてほしい	保険料減免については、大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」及び同基準に基づく事務運用において、運用の統一を図るとともに、同事務運用手引き及び同手引きQ&Aを作成し、お示ししています。 また、交付金検査等を通じて、適切な運用がなされるよう取り組んでいるところでありますが、被保険者間での公平性を確保する観点からも、市町村間において統一的な取扱いがなされるよう、引き続き取り組んでまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
59	富田林市	全般・その他	全般	①事業費納付金を通じた保険料抑制 ②財政配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保について ③府国保特会の剰余金による保険料抑制及び府財政安定化基金の財政調整機能の活用 における「調整会議における協議により決定する。」を 「調整会議で協議し、市町村の了承により決定する。」にしていた きたい。	「広域化調整会議」等については、代表市町村がブロック内市町村のまとめ役として、意思疎通や会議資料の事前提供など情報提供を十分に図りながら、ブロック代表としての役割を発揮していただくことで、会議の円滑な運営に努めているところです。 また、「広域化調整会議」等における協議内容等については、市町村国民健康保険主管課長会議等を通じて、意見交換及び連絡調整等を行うこととしております。 今後とも円滑な国保事業運営に向けた合意形成をめざして、各市町村のご理解を得ながら十分協議してまいります。
60	富田林市	全般・その他	全般	25ページ下「債権管理の適切な実施」について自立執行権の無い公債権のため管理にも限界がある。具体的な実施内容を明記してください。	市町村における第三者行為求償事務の取組に関する進捗管理として、「広域化調整会議」等における協議により決定することとして、次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）に記載しているところです。
61	寝屋川市	全般・その他	全般	次期国民健康保険運営方針を策定・実施するにあたり、市町村に過度な負担とならないよう、適宜、制度内容を見直していただきたい。	次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）の作成にあたっては、「広域化調整会議」等において、代表市町村がブロック内市町村のまとめ役として、意思疎通や会議資料の事前提供など情報提供を十分に図りながら、ブロック代表としての役割を発揮していただくことで、会議の円滑な運営に努めているところです。また、「広域化調整会議」等における協議内容等については、市町村国民健康保険主管課長会議等を通じて、意見交換及び連絡調整に努めてきました。 今後も丁寧な説明・情報提供に努めるとともに、「大阪府国民健康保険運営協議会」のご意見も聴きながら、より良い国保運営となるよう努めてまいります。
62	寝屋川市	全般・その他	全般	府内市町村における医療費等の見込みについて、過不足が発生しないように精緻に推計を行っていただきたい。	事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないように、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
63	寝屋川市	全般・その他	全般	応益割における被保険者均等割と世帯別平等割の割合について、賦課割合を見直していただきたい。	応益割の賦課割合につきましては、新制度前、府内の半数以上の市町村において、その当時示されていた政令どおりの70:30とされていたものですが、多子世帯に対する負担軽減の観点から、「広域化調整会議」等において、均等割部分の割合を低くする方向で議論を重ね、単身世帯の負担に無理のない範囲を検討した結果、被保険者均等割と世帯別平等割を60:40としたものです。
64	寝屋川市	全般・その他	全般	被保険者の負担軽減を図るため、様々な財源・施策をもって府内統一保険料の引き下げを行っていただきたい。	事業費納付金及び保険料率の算定等に当たっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。
65	寝屋川市	全般・その他	全般	他の都道府県の保険料水準を踏まえ、負担の公平性・平準化を図るとともに、激変緩和期間について、再度、検討していただきたい。	激変緩和措置期間については、被保険者の負担増等の影響等を考慮し、国の定める「特例基金」の活用期間等も踏まえ、新制度施行後6年間（令和5年度まで）としているところです。
66	寝屋川市	全般・その他	全般	財政調整事業に係る抑制額等については、当該事業の効果額を算出した上で、納付金額を決定していただきたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところです。 今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。
67	寝屋川市	全般・その他	全般	これまで各市町村が独自で行ってきた経過を踏まえ、被保険者の負担軽減となるよう、柔軟な対応を可能とするとともに、府内統一基準についても拡充を検討していただきたい。	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしています。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
68	寝屋川市	全般・その他	全般	給付に係る項目について、傷病手当金など府内統一基準以外の給付を行う場合は、受益と負担の公平性の観点から、調整会議において、方向性を検討し、府内統一の取り扱いとなるよう、「8その他」の前文に明記していただきたい。	お示しのご意見を参考に、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。
69	河内長野市	全般・その他	全般	財政調整基金の繰出しについて、市町村においては、令和5年度まで激変緩和措置により、基金を活用してきたところである。ただ、令和6年度から統一保険料率による収納状況の先行きが不透明なこと等からある一定の基金を保有している。 標準保険料率が上昇していくことにより、被保険者からの基金活用の要望が大きくなることが想像できる。今回の運営指針（素案）では、「基金の繰出しにおいて、保険料率引下げを目的とした繰出しは認めない」とされており、また、「府及び市町村における国民健康保険特別会計のあり方について引き続き検討を行う。」とされていることから、早々の検討が必要と考える。	市町村が保有する財政調整基金の取扱いも含め、府及び市町村における国民健康保険事業（特別会計）のあり方については、大阪府国民健康保険運営方針策定後も、引き続き、検討を行うこととしており、財政運営にかかる諸課題とともに、「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。
70	河内長野市	全般・その他	全般	標準収納率に基づき、事業費納付金などが算定されるが、令和5年度まで激変緩和を行い、市独自の保険料率、減免を行ってきた市町村においては、統一保険料率により保険料が上昇し、さらに市独自減免もなくなることから、急激な保険料上昇になる可能性がある。そうなった場合、収納率が前年より大きく低下することも考えられ、例年の標準収納率（激変緩和期間の収納率）を下回ることが懸念されることから、そのあたりも含めた設定をしていただきたい。	事業費納付金算定の基礎となる標準的な収納率については、各市町村における実収納率を基本としつつ、規模別の基準となる収納率との差に応じた諸条件を加味した上で設定することとしています。 設定に当たっては、「保険財政の安定的運営」の観点が必要であると同時に、収納率の高い市町村に対するインセンティブとなる要素も必要であると考えています。 こうした認識を踏まえ、標準的な収納率の具体的な設定については、例えば、収納率が規模別基準収納率を上回っている場合は、一定のルールの下、実収納率より低く設定することで、その差分が当該市町村の独自財源となるなど、インセンティブが働く仕組みとしています。一方、下回っている場合は、実収納率より高く設定することで、改善努力を促すこととしています。 諸条件については、今後とも、「広域化調整事会議」等において検討の上、適切な設定に努めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
71	河内長野市	全般・その他	全般	<p>府内統一保険料率については、大阪府標準保険料率の推移から平成30年度からみると6年間で大きく上昇している。特に令和4年度と令和5年度の料率については、各市町村の想定外以上の上昇になっているか考える。</p> <p>今回の財政調整事業における一人当たりの抑制額は、近年の府の激変緩和における減額幅よりも小さく、被保険者の負担への影響大きいものになると考えられる。</p> <p>被保険者においては、新型コロナ、近年の物価高騰等により経済的な余裕はない状態である。その中で、国民健康保険料の負担が大きくなり、納付できない方が増えることは、統一の目的である持続可能な国民健康保険制度の構築及び国民健康保険の安定的な財政運営が危うくなる可能性もあることから、府が示す市町村標準保険料率については、大阪府における社会経済状況等を踏まえ柔軟に考えることが必要と考える。</p>	<p>事業費納付金及び保険料率の算定等に当たっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。</p>
72	河内長野市	全般・その他	全般	<p>保険料の減免については、府内統一基準とされるが、それまでの独自減免における被保険者の状況を加味したきめ細かいサービスが行えなくなる。府内統一にされることにより「別に定める基準」についてもそれに合った変更も必要と考える。</p> <p>また、「別に定める基準」においては、障がい者、多子世帯などに対する配慮を含めた検討が必要と考える。</p>	<p>保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。</p> <p>このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしています。</p>
73	河内長野市	全般・その他	全般	<p>保険料の抑制は必要であると考えているが、今後検討される（ウ）の2号繰入金や（カ）の保険者努力支援制度交付金（市町村分）については、令和6年度の各市の財政状況などを見定め、段階的に行うなど、慎重に検討いただきたい。</p>	<p>府2号繰入金については、令和6年度以降、府独自インセンティブを廃止し、府1号繰入金に振り替えた上で、統一保険料抑制財源として活用します。</p> <p>加えて、被保険者の健康の保持増進につながるなどの一定の効果が見込める保健事業に対する財政支援として府2号繰入金を活用する枠組みを令和7年度実施に向けて検討していきます。</p> <p>また、財政調整事業に用いる保険者努力支援制度交付金の一定割合については、毎年度の事業費納付金算定の状況を踏まえ、「広域化調整会議」等で検討の上、決定することとしたところです。</p> <p>当該交付金の全国順位の引き上げにより、さらなる公費を獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくり、医療費適正化、収納率向上等の取組を進める方針の下、継続的に検討を進めてまいります。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
74	松原市	全般・その他	全般	累積赤字を解消するための余剰財源が市町村に残る仕組みを確保されたい	旧制度で発生した累積赤字については、原則として、当該市町村が責任を持って、新制度（平成29年度決算）までに解消することとしていたところですが、累積赤字の解消には至らなかったことから、引き続き、解消に向けた取組を進めることとしております。
75	大東市	全般・その他	全般	財政調整事業・事業費納付金を通じた保険料抑制について 市町村国民健康保険特別会計の財源の一部を活用し、府内統一保険料を抑制する仕組みについて、納付金算定にあたっては市町村間の公平性を確保するとともに、市町村が保有する基金については保健事業等への充当など市町村において使途を決めることも認められていることから、市町村国民健康保険特別会計の自律性を損なうことがないように十分に配慮すること。	「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものです。 令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国保特会の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き続き検討してまいります。
76	大東市	全般・その他	全般	・低所得世帯及び多子世帯の減免について 国保加入者は相対的に所得水準が低いという構造的な課題があり、保険料においては法定軽減等一定の配慮がなされているものの、基準を少し超えた軽減等非該当の低所得世帯の負担は大きい。また、このような世帯は恒常的に所得水準が一定である場合が多く、現行の減免（災害、所得減少、拘禁、旧被扶養者）では対応できないことから、府内統一基準において低所得者に対する減免を検討すべきである。 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割軽減が導入されたが、軽減期間が短く十分なものとは言えない。均等割は多子世帯になるほど負担が増える制度であり、子育て世帯の更なる負担軽減を図るためにも多子世帯に対する保険料の減免について検討していただきたい。	令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も5割となっていることから、本府としましても、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望を行っているところですが、 なお、保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしています。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
77	大東市	全般・その他	全般	<p>本運営方針と整合を図るとされている大阪府医療費適正化計画の第4期計画が現在大阪府医療費適正化計画推進審議会で検討されているが、8月29日に開催された審議会の資料（第4期計画の素案）によれば、第3期計画期間における柔道整復等療養費の適正化に関する評価は、「柔道整復師等への指導・監督について、保険者からの情報提供が減少しており、指導件数は減少。」として「改善傾向も悪化傾向もみられなかった。」となっている。</p> <p>この「保険者からの情報提供が減少」という点について、各市町村が個別に患者照会等により不正が疑われる事案を大阪府に報告しても、不正が疑われる施術所への対応が進んでいないものと考えている。</p> <p>大阪府が、柔道整復等療養費の適正化について、医療費適正化計画の素案に示している認識があるならば、「府は、市町村に対し、不適切な請求に関する情報提供を行う」ことにとどまらず、例えば、複数保険者からの情報を集約して大阪府においてとりまとめる体制を整えるなど、「保険者からの不正が疑われる施術所等の情報を指導・監督権を持つ大阪府において集約・分析する」ことなどを運営方針に明記し、不正が疑われる施術所等への指導・監督を積極的に行っていただきたい。</p>	<p>複数の保険者等からご提供いただいた施術所に関する不正情報については、共同で指導監査を行う近畿厚生局と共有し、指導監査要綱に基づき適切に対応してまいります。</p>
78	大東市	全般・その他	全般	<p>平成30年度から広域化が実施されているもののそのメリットが被保険者に伝わっていない。特に直接的に被保険者に影響を与える保険料については、今後も上昇傾向が見込まれるなか、激変緩和期間中に独自の保険料抑制や減免を行っていた市町村の被保険者にとっては、完全統一化はデメリットとして受け止められる。府においては被保険者に対しメリットとなる事業、取組等について積極的に広報をお願いしたい。</p> <p>また、府内統一事業、共通の制度改正等、府内全市町村において共通するものについては、より効果的な広報とするために府と市町村が連携し統一された内容、同一のタイミングでの広報活動を図りたい。</p>	<p>広域的に共同実施することにより、広域化が可能と考えられるため、事務の広域化・標準化の観点から、大阪府と市町村が広域的な広報活動による共同実施するよう「次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）」に記載しているところです。</p> <p>広報スケジュールを踏まえた年間広報計画を作成し、大阪府と市町村の連携による広報事業の共同実施を行うことで、被保険者や関係機関等に適切かつ適正な情報を周知してまいります。</p>
79	和泉市	全般・その他	全般	<p>精神・結核医療給付について、「3年ごとの実態調査」とありますが、見直しする場合の被保険者への影響等を考慮し、運営方針の改定直前に議論するのではなく、早い段階で検討を進めていただきたい。</p>	<p>「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（令和5年5月厚生労働省保険局国民健康保険課）においては、国保運営方針に基づく取組の状況をおおむね3年ごとに把握・分析し、評価を行うことで検証し、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営方針の必要な見直しを行うこととしています。</p> <p>精神・結核医療給付について、被保険者等への周知期間も踏まえ、対象者数の推移や他の都道府県の状況、福祉医療費助成制度への影響など情報収集・検証を行い、「広域化調整会議」等において検討してまいります。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
80	和泉市	全般・その他	全般	保険料減免に係る基準を明示し基準に関する疑義問答集を府内各保険者に周知及び配布されたい。また、保険者から減免に関する疑義について問合せがあった場合は、疑義とそれに対する回答内容を他の府内各保険者にも情報提供していただきたい。	保険料減免については、大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」及び同基準に基づく事務運用において、運用の統一を図るとともに、同事務運用手引き及び同手引きQ&Aを作成し、お示ししています。 また、交付金検査等を通じて、適切な運用がなされるよう取り組んでいるところでありますが、被保険者間での公平性を確保する観点からも、市町村間において統一的な取扱いがなされるよう、引き続き取り組んでまいります。
81	和泉市	全般・その他	全般	市町村の財政調整基金の繰出し基準に基づいた保有金額の目安を示していただきたい。	市町村が保有する財政調整基金の取扱いも含め、府及び市町村における国民健康保険事業（特別会計）のあり方については、大阪府国民健康保険運営方針策定後も、引き続き、検討を行うこととしており、財政運営にかかる諸課題とともに、「広域化調整会議」の場等を通じて検討を進めてまいります。
82	和泉市	全般・その他	全般	今回、具体的に示された財源配分等の見直しの範囲について、財政調整事業の必要性の観点から今後も継続的に見直しを検討し、更なる府統一保険料の抑制・平準化の推進を図っていただきたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところです。 今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。
83	和泉市	全般・その他	全般	事務の効率化、費用の削減のため、人間ドックや重症化予防など、保健事業も広域実施を推進していただきたい。	国保の保健事業を行う上での役割として、市町村は被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施し、都道府県は市町村の保健事業が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行うものとされています。 府としては、国保ヘルスアップ支援事業として市町村支援を行っており、例えば糖尿病性腎症重症化予防事業として、地区医師会との連携強化や市町村の重症化予防事業における課題に対する支援を行っているところです。 また、広域の保健事業としては、アスマイル（健康づくり支援プラットフォーム整備事業）を府と市町村との共同実施事業として展開しているところです。 今後も、府と市町村の役割分担を踏まえつつ、広域で実施することが望ましい事業があれば、ワーキング・グループにおいて検討してまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
84	箕面市	全般・その他	全般	<p>財政調整事業を方針とするに当たって、</p> <p>①「事業費納付金を通じた保険料抑制額」の算定には、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として協議により決定するとあり、別途既に令和6～9年度分の額の提示を受けているが、各市町村の納付可能な財源規模と、抑制額の算定根拠を具体的を各市町村へ示していただきたい</p> <p>②「財源配分の見直しによる保険料抑制財源の確保」により、 （ア）～（カ）までの各項目ごとにどの程度の額が確保できると試算しているのか、具体的にお示しいただきたい。また、配分等の見直しにより、市町村国保特会への影響について十分に精査し示したうえで、適切な制度の設計、運用に努めていただきたい。</p>	<p>「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものです。</p> <p>令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国保特会の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き続き検討してまいります。</p> <p>「財源配分の見直しによる保険料抑制財源の確保」における各財源の規模については、事業費納付金算定における算定条件及び国からの通知される係数等によって変動するものであることから、毎年度の事業費納付金算定について検討してまいります。</p>
85	箕面市	全般・その他	全般	<p>収納対策の取り組みの最低水準の作成や、特に収納率が低位の市町村の引き上げに注力する方策の検討などを進め、公平性の確保を目指す姿勢を示していただきたい。</p>	<p>収納対策につきましては、各市町村における地域の実情を考慮しつつ、「広域化調整会議」等において市町村と検討を進めることとしています。</p>
86	箕面市	全般・その他	全般	<p>不適切な請求に関する情報提供については、提供頻度などの具体的な運用方を定めて、実効力ある取り組みにつながるよう進めていただきたい。</p>	<p>施術療養費の不正請求に関する情報については、広域的な事案の場合は患者情報などのプライバシーに配慮しつつ、保険者等による審査に資するよう療養費実務担当代表者会議での共有を含め検討してまいります。</p>
87	箕面市	全般・その他	全般	<p>第三者求償の取り組み強化については、各市町村で経験を蓄積し対処することは困難であるため、市町村間で取り組みに大きな差が生じる可能性があることから、府と市、連合会の役割分担の整理など、府がリーダーシップを発揮されたい。</p>	<p>国保連合会と大阪府が開催する研修会や、技術的助言を行う第三者求償事務アドバイザーや弁護士の活用により、求償能力の向上に努めてまいります。</p>
88	箕面市	全般・その他	全般	<p>医療費の適正化については市町村それぞれの努力には限界があり、大阪府のリーダーシップが不可欠であることから、取組成果の定量的な把握及びそれらデータの市町村へのフィードバック、加えて新たな事業の発案、大阪府国民健康保険団体連合会、大阪府医師会等との連携などさらなるリーダーシップを発揮されたい。</p>	<p>国の保険者努力支援制度の趣旨としては、設定された指標を達成することで医療費適正化につながるものとされており、市町村においてはその保険者努力支援制度の評価点獲得に努めていただくものとし、その獲得状況等の把握や市町村へのフィードバックを行い、促進してまいります。</p> <p>また、医療費適正化を進める上で、府として国保ヘルスアップ支援事業の展開を図るとともに、保険者協議会等を活用しつつ、国保連合会や府医師会等との連携も検討してまいります。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
89	箕面市	全般・その他	全般	市町村が行う国保事務について市町村事務処理標準システムの導入が進んでいくことに伴い、市町村の事務の効率化に向けて、事務の共通化、運用基準の統一化、「別に定める基準」の整備をすすめていただきたい。	「別に定める基準」については、具体的な内容とした共通基準をまとめたものです。「別に定める基準」に記載すべき事項については、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。
90	柏原市	全般・その他	全般	現年分だけではなく滞納繰越分の目標設定も記載すべきではないか。また、その上で事業費納付金の内、滞納繰越分の公平性のある納付額の算定をされたい。	滞納繰越にかかるとの取組については、収納対策の全体的な底上げに向けた取組のひとつとして捉え、「広域化調整会議」等において検討を進めることとして、本文の見直しを検討いたします。 また、事業費納付金の算定における保険料の過年度収納分の取扱いについては、「広域化調整会議」等における検討を踏まえ、算定しているところです。 令和6年度事業費納付金算定に向けては、過年度収納分の取扱いについての一部見直しを図っているところでありますが、引き続き「広域化調整会議」等において、検討を進めてまいります。
91	柏原市	全般・その他	全般	第三者行為求償事務の国保連合会へ委託にする際の委託料を交付金の対象とすることを要望する。	第三者行為求償事務の取組については、保険者努力支援制度の国の評価指標となっており、その強化に努めていただいているところです。 第三者行為求償事務にかかる費用については、制度運営に対する事務費として保険者が負担すべきものと考えています。
92	柏原市	全般・その他	全般	一部負担金の減免及び徴収猶予について、運営方針の策定後、詳細な事務運用について示されたい。	「大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用の決定について（通知）」（平成30年4月20日付け国健第1212号）に基づき、基本的な考え方を整理した一部負担金減免に係る事務運用を定めており、共通認識のもと共有する考えです。 令和6年度以降も、事務の効率化・負担の公平性の確保に資する項目等については、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。
93	門真市	全般・その他	全般	各市町村がこれまで被保険者の生活状況に配慮し、とりわけ低所得者に対する保険料負担の軽減を目的とした独自減免基準を設けて運営してきた経過がある。 これらの減免を廃止することは、低所得者層の生活困窮に拍車をかけることになりかねない。 国民健康保険制度の府内統一化を進めることに対しては異論無く、各種制度についても統一基準で運用していく必要性は認識していることから、低所得者に対する減免を府内統一基準の1つに組み込まれたい。	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしています。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
94	門真市	全般・その他	全般	平成30年度からの激変緩和措置期間が終了し、いよいよ令和6年度から完全統一保険料率となることに伴い、被保険者の最大の関心事は保険料がどの程度に設定されるかにあると考えられる。この間の一人当たりの医療費の上昇や高齢化の進展に伴う後期高齢者負担金の増加など、保険料の上昇につながる要因があることは承知しているものの、被保険者にとって完全統一化がメリットのあるものと実感できるよう、あらゆる財源を投入し、保険料率の抑制を図る検討を継続されたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところです。今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。
95	門真市	全般・その他	全般	これまでは、市町村標準保険料率を参考に各市町村において保険料率を設定してきたが、令和6年度の統一化により「都道府県標準保険料率」＝「市町村標準保険料率」となり、保険料率の設定に市町村の裁量がなくなることとなる。このことから府内統一保険料率を設定する算定根拠を明確化するとともに、各市町村が被保険者に対し丁寧かつ適切に説明できる資料等の提供に配慮されたい。	事業費納付金及び保険料率の算定結果については、市町村国民健康保険主管課長会議等において、分析結果等も含めて資料としてお示ししているところです。事業費納付金及び保険料率の算定等にあたっては、引き続き国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、行ってまいります。
96	門真市	全般・その他	全般	(力) 保健事業費（独自事業分）における一定割合（交付上限額）について、医療分の3.5%or5.0%で令和11年度末まで決定という認識でよいか。	保健事業費（独自事業分）における一定割合（交付上限額）については、毎年度、「広域化調整会議」等において検討いたします。なお、医療費の適正化の取組として、健康づくり・生活習慣病重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得を目指します。独自事業分を含む市町村が行う保健事業については、保険者努力支援制度評価点獲得につながる事業であることを基本とした上で、財源の在り方については、財政運営検討ワーキング・グループにおいて引き続き検討を進めることとします。
97	門真市	全般・その他	全般	事業費納付金算定に係る被保険者数推計について、現在コーホート要因法を用いて算定していることから、後期高齢者医療保険制度への加入による減少数が反映されるなど、一定良い側面がある一方、本市においては、ここ数年被保険者数推計値と年度内平均値の乖離が大きくなっている。この差は、市町村国民健康保険事業特別会計における赤字要因にもなり得ることから、その差を補填する仕組み等を検討されたい。	事業費納付金については、毎年度の実績において、見込み額より下回る場合もあれば、上回る場合も想定され、後年度において徐々に補正されることが想定されます。このため、国が示す納付金算定ガイドラインにおいて、都道府県と各市町村の個別の関係において精算は行わないことを基本とするものとして定められています。このことから、事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないように、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
98	門真市	全般・その他	全般	(ウ) 府2号繰入金(府1号振替分)を保険料抑制財源として確保されることに対して、非肥満高血圧・血糖高値受診勧奨推進事業に係る分については、特別交付金の対象とされたい。	府2号繰入金については、令和6年度以降、府独自インセンティブを廃止し、府1号繰入金に振り替えた上で、統一保険料抑制財源として活用します。 加えて、被保険者の健康の保持増進につながるなどの一定の効果が見込める保健事業に対する財政支援として府2号繰入金を活用する枠組みを令和7年度実施に向けて検討していきます。
99	門真市	全般・その他	全般	高額療養費における全年齢の被保険者を対象とした支給申請手続きの簡素化について、原則実施することについては賛成であるものの、対応に当たってはシステム改修等の費用が発生する。このことから当該費用については、府で全額補助されたい。	「広域化調整会議」等における協議により決定することとして、次期大阪府国民健康保険運営方針（素案）に記載しているところです。
100	門真市	全般・その他	全般	健康づくり支援プラットフォーム整備等事業の実施（アスマイル）について、府は2025年の万博に向けて登録者数の目標値を掲げて実施しており、市町村に対しても活用を促している。 しかしながら、現在市町村会員を導入している市町村は12団体に留まっていることから、保健事業（独自事業分）とは別に財源確保をするなど、導入市町村を増やす取組みを進められたい。	市町村会員を増やす取組の一つとして、市町村が参加検討を行いやすくするため、令和4年度より市町村会員のトライアル導入を行っているところです。 今後、保健事業のあり方を検討していく中で、効果的取組として財政支援を検討していくなど、市町村からのご意見・ご要望も踏まえながら、市町村会員導入を増やす取組みを進めていきます。
101	摂津市	全般・その他	全般	期間を6年としているが保険料統一後の財政状況等を見極めるため、期間を令和6年度から令和8年度までの3年間とし、検証の結果を反映できるようにされたい。	円滑な国保事業運営に向けた合意形成をめざして、各市町村のご理解を得ながら十分協議していくとともに、令和6年度からの保険料完全統一後の大阪府国民健康保険運営方針については、「広域化調整会議」等において、3年をめどにPDCAサイクルに基づく進捗管理として、運営状況を把握・分析、評価することにより検証し、市町村とも検証結果を共有した上で、「大阪府国民健康保険運営協議会」の意見も聴きながら必要な見直しを行ってまいります。
102	摂津市	全般・その他	全般	財政運営の責任主体として国保事業の運営に影響が生じる事項について府内市町村を適正な方向に導くほか、強いリーダーシップを発揮し、国の施策については国からの公費の拡充の働きかけを行うこと。	国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
103	摂津市	全般・その他	全般	被保険者の負担軽減を図るため、府内統一基準（共通基準）による保険料減免基準の拡充について、引き続き広域化調整会議等において議論、審議を求めたい。	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしています。
104	摂津市	全般・その他	全般	被保険者の負担軽減を図るため、府内統一基準（共通基準）による一部負担金減免基準の拡充について、引き続き広域化調整会議等において議論、審議を求めたい。	一部負担金減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱いとして、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしています。
105	摂津市	全般・その他	全般	被保険者数や保険給付費の変動が直ちに保険料に結びつくことから、引き続きより精緻な推計を求めたい。	事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないように、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
106	摂津市	全般・その他	全般	事業費納付金を通じた保険料抑制については、その状況について把握できるよう全体の見える化を図ること。	「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものです。 令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国保特会の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き続き検討してまいります。
107	高石市	全般・その他	全般	マイナンバーカード保険証利用登録者数の向上を目指すとなっているが、資格手続中のタイムラグ等の理由でオンライン資格確認ができず、現行の保険証確認を要したり、保険者への確認連絡がある状況となっている。医療機関や被保険者より、問い合わせがあった際に、保険者で回答できないような場合、保険者の窓口となる相談窓口が必要と考える。 (早急な対応を求められるため、電話にて問い合わせができる先を求める)	マイナンバーカードによる被保険者証の廃止を含めた国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えています。 具体的な方針が示されるよう国に働きかけるとともに、制度の実施が円滑に進められるよう「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
108	高石市	全般・その他	全般	府内統一保険料率の低減のため、引き続き、国に対して保険料抑制に活用可能な公費投入を要望し被保険者の負担軽減に努めていただきたい。	事業費納付金及び保険料率の算定等にあたっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。 国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
109	藤井寺市	全般・その他	全般	現行の国保運営方針では、「大阪府で一つの国保」として被保険者間の受益と負担の公平性の確保が大きな視点の一つとされていたが、次期国保運営方針（素案）においては、被保険者間の受益と負担の公正性の確保に加えて、「被保険者の負担軽減」の視点が明記されたことは評価します。 保険料率の算定にあたっては、財政調整事業の取組により、保険料抑制に向けて実効性のある取組としていただきたい。	被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところです。 今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。
110	藤井寺市	全般・その他	全般	市町村国保財政調整基金については、広域化の実施により大きく収納不足が生じにくいことや、令和6年度の保険料率の完全統一により独自の保険料抑制ができなくなるため、これまで以上に基金の用途が限定されることになる。 運営方針では、基金からの繰り出しについては、府内共通基準を上回る保健事業等の実施や財政調整事業の実施など限定されており、基金が活用されず積み上がっていくことも予測される。財政調整事業の実施により、今後の市町村国保特別会計の収支がどのように変動するのか注視する必要はあるが、財政調整基金を減免制度の共通基準の拡充に活用するなど、その活用のあり方について中長期的な課題として認識し、引き続き検討を行っていただきたい。	市町村が保有する財政調整基金の取扱いも含め、府及び市町村における国民健康保険事業（特別会計）のあり方については、大阪府国民健康保険運営方針策定後も、引き続き、検討を行うこととしており、財政運営にかかる諸課題とともに、「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
111	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>市町村の国保財政が概ね黒字基調にある中において、統一保険料率の上昇が続いていることは被保険者の理解が得られにくく、広域化の意義・目的が問われかねない状況にある。そのような中、次期国保運営方針では、財政調整事業の取組による保険料抑制の仕組みが構築されたことは評価できる。</p> <p>しかしながら、統一保険料率はこれまで年々上昇を続け、被保険者の負担はすでに大きいものとなっているため、財政調整事業の実施にとどまらず、統一保険料率のより一層の低減が必要であると考えられる。</p> <p>全市町村が円滑に統一保険料率に移行するためにも、大阪府においては、国に対して保険料の抑制に活用可能な公費のさらなる投入を求めるとともに、国保財政運営の責任主体として、可能な限り保険料率の抑制策を講じていただきたい。</p>	<p>被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところです。</p> <p>今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。</p> <p>なお、国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、府として独自の財政措置を行うことは考えていません。</p> <p>このため、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p>
112	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>(1) 事業費納付金を通じた保険料抑制</p> <p>市町村国保特別会計の財源を一部活用した保険料抑制については、各市町村間の公平性に配慮した仕組となったことは評価をす。しかしながら、全市町村が負担可能な範囲を前提としたことにより、令和6～8年度における抑制効果額としては非常に限定的なものとなっている。令和9年度以降の本事業の考え方は広域化調整会議の協議によることとされているが、協議の際には、その時点での保険料率の水準や市町村国保特別会計の財政状況を勘案の上、公平性を担保しつつ、保険料抑制に効果的なものとなるよう検討されたい。</p>	<p>「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものです。</p> <p>令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国保特会の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き続き検討してまいります。</p>
113	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>(2) 財源配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保</p> <p>保険者努力支援制度交付金（市町村分）の一定割合の活用については、市町村国保特別会計の黒字要因となっていることから活用についてはやむを得ないと考えるが、一定割合の検討にあたっては、この交付金が市町村の取組を評価する趣旨であることに鑑み、市町村の意欲の低下を招くことなく、各市町村の取組が独自の財源として評価（反映）されるようなものとなるよう、保険料抑制に活用する財源とのバランスに十分配慮されたい。</p>	<p>財政調整事業に用いる保険者努力支援制度交付金の一定割合については、毎年度の事業費納付金算定の状況を踏まえ、「広域化調整会議」等で検討の上、決定することとしたところです。</p> <p>当該交付金の全国順位を引き上げにより、さらなる公費を獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくり、医療費適正化、収納率向上等の取組を進める方針の下、継続的に検討を進めてまいります。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
114	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>(3) 財政調整事業全般に関して                      財政調整事業は、府2号線入金や保険者努力支援交付金の活用など、市町村国保特別会計の財政収支に少なからず影響を及ぼすものであるため、財政調整事業の実施後は、府及び市町村国保特別会計への影響についての十分な検証を行ったうえで、取組を進めていただきたい。</p>	<p>被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところです。                      今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。</p>
115	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>(1) 多子世帯減免                      多子世帯減免について、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料の軽減措置が制度化されたが、さらなる拡充に関し、財政運営検討WGにおける議論では、国の拡充の動向を踏まえて必要に応じ国へ要望を継続していくとされ、前向きな議論がされていない。保険料の均等割は、世帯人数に応じて賦課されるため、多人数世帯の保険料の負担は大きくなる仕組みとなっていることから、多子世帯の保険料軽減策は喫緊の課題である。                      子どもに係る均等割保険料の軽減措置の拡充については、引き続き国に強く働きかけるとともに、拡充されるまでの間は、府独自で多子世帯減免の共通基準化の検討を進めていただきたい。</p>	<p>令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も5割となっていることから、本府としましても、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望を行っているところです。                      また、保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。                      このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じで見直しを行うこととしています。</p>
116	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>(2) 低所得者減免                      低所得者に対する減免について、「国保加入者の所得水準が相対的に低い」という構造的な課題に対し、低所得者に対する法定軽減措置による一定の配慮はあるものの、低所得者の実情を踏まえ、激変緩和措置期間中において独自減免制度を維持してきた市町村も多くある。加えて、平成30年度から令和5年度までの5年間で、一人当たり保険料収納必要額は約27%上昇しており、低所得者の負担も増大している状況にある中、令和6年度に独自減免制度を解消することは被保険者への影響が大きいため、過去の裁判の判例等にとられることなく、低所得者減免の共通基準化を図っていただきたい。</p>	<p>保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。                      このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じで見直しを行うこととしています。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
117	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>予防・健康づくり等に取り組む市町村への重点的支援として大阪府の役割が記載されているが、令和4年度から大阪府国民健康保険給付費等交付金（特別交付金）の先駆的・効果的な取組促進事業として採択されている本市の保健事業（ヘルスラボFujiidera）の取組について、当初3年間申請可能とされていたことから、令和4年度～6年度の3年間の事業計画として取り組んでいるが、その財源となっている府2号繰入金を令和6年度に廃止するとされたことから、令和6年度の事業実施に係る財源確保の検討を迫られている。府2号繰入金を保険料抑制財源に振り替えることは理解をするが、すでに令和6年度までの3年間申請可能として採択されている事業に関しては、府の責任として代替の財源措置を行う責務があると考えます。</p>	<p>ヘルスアップ事業費では実施できないが、一定の効果が見込める事業について、ワーキング・グループの意見を踏まえて効果的取組への財政支援も検討していくところです。事業に関して、令和4年度からの取組効果についての検証状況も含め、効果的取組であることを示す情報を提供いただき、ワーキング・グループにおいて検討してまいります。</p>
118	藤井寺市	全般・その他	全般	<p>健康づくり支援プラットフォーム整備事業「アスマイル」については、府として長期的な視点にたった事業として展開し、市町村の参画のネックとなっているランニングコストを安価にするなど、市町村が参画しやすい環境の整備を求めます。</p>	<p>市町村会員の価格については、これまでの人口規模に応じた一律の価格体系だけではなく、各市町村の参加人数に応じた価格体系を新たに選択できるようにするなど、市町村が導入しやすくなるような改善を図っているところです。 今後も市町村からのご意見・ご要望も踏まえながら、アスマイル事業を進めていきます。</p>
119	東大阪市	全般・その他	全般	<p>保健事業費（独自事業分）の財源のあり方として、被保険者の健康増進や医療費適正化につながる等の効果検証が十分でない中、全市町村が負担する保険料を財源とすることは合理性に欠け、各市町村の余剰財源や一般会計からの繰入れを原則とすべきと考えます。 しかしながら、保険者努力支援制度の評価点獲得を共通目標とし、府内市町村の保健事業の充実・底上げを図るためにも、一部の財源は保険料としつつもその割合は縮小されたい。</p>	<p>医療費の適正化の取組として、健康づくり・生活習慣病重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得を共通目標とします。 独自事業分を含む市町村が行う保健事業については、保険者努力支援制度評価点獲得につながる事業であることを基本とした上で、財源の在り方については、財政運営検討ワーキング・グループにおいて引き続き検討を進めることとします。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
120	東大阪市	全般・その他	全般	<p>実収納率が上がることで達成すべき標準収納率も引き上げとなり、今後も統一保険料率の上昇が見込まれるなか、収納努力だけで実収納率を上げ続けることは困難な状況となっていることから、各市町村の努力に対してインセンティブを強化するなど適正に評価されるとともに、規模別平均収納率を下回っている市町村に対してはより一層の改善努力を促されたい。</p> <p>また、被保険者数の減少に伴い規模区分が移行することで規模別平均収納率が上がる区分、下がる区分が生じており、これら不均衡を是正するためにも規模別区分そのものについても見直しが必要であると考えます。</p>	<p>事業費納付金算定の基礎となる標準的な収納率については、各市町村における実収納率を基本としつつ、規模別の基準となる収納率との差に応じた諸条件を加味した上で設定することとしています。</p> <p>設定に当たっては、「保険財政の安定的運営」の観点が必要であると同時に、収納率の高い市町村に対するインセンティブとなる要素も必要であると考えています。</p> <p>こうした認識を踏まえ、標準的な収納率の具体的な設定については、例えば、収納率が規模別基準収納率を上回っている場合は、一定のルールの下、実収納率より低く設定することで、その差分が当該市町村の独自財源となるなど、インセンティブが働く仕組みとしています。</p> <p>一方、下回っている場合は、実収納率より高く設定することで、改善努力を促すこととしています。</p> <p>規模別区分については、国の保険者努力支援制度（市町村分）の取組を推進する観点も踏まえ、同じ区分を採用しているものです。</p>
121	東大阪市	全般・その他	全般	<p>国民健康保険制度は、安定的な財政運営や制度の安定化を図るため、平成30年度から広域化が実施され都道府県単位の運営となったが、他の医療保険に比べて年齢構成が高いことから医療費水準が高く、被保険者の所得水準は低いという構造的な問題を抱えている。</p> <p>また、医療の高度化や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の大幅な減少等により、一人あたり医療費は増加を続けており、より一層脆弱で不安定な財政基盤となることが見込まれ、今後も保険料負担の増大が懸念されるところである。このことから、大阪府においては国保運営の中心的な役割を担い、財政運営の責任主体としての立場から、国民健康保険制度が持続可能で安定的なものとなるよう、更なる公費投入の拡大を国に対して求められるとともに、被保険者の負担増加となることのないよう、統一保険料率の抑制のための財源配分の見直しや財政措置等を講じられたい。</p>	<p>事業費納付金及び保険料率の算定等に当たっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。</p> <p>国保制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。</p>
122	東大阪市	全般・その他	全般	<p>令和6年度以降の保険料の抑制・平準化の一つとして、事業費納付金を通じた保険料抑制を図ることになっているが、各市町村の納付額は全市町村が負担可能な範囲を前提としていることから限定的な効果となっている。統一保険料率の抑制及び各市町村が保有する財源の有効活用の観点からも、各市町村の納付額について、より効果的な仕組みとなるよう更に踏み込んだ議論が必要であると考えます。</p>	<p>「事業費納付金を通じた保険料抑制」については、公平性の観点も踏まえ、「広域化調整会議」等における検討の結果、全市町村が負担可能な範囲であることを前提として、1人あたり保険料抑制額を決定したものです。</p> <p>令和9年度以降の取扱いについては、保険料完全統一後の市町村国保特会の財政状況を踏まえ、「広域化調整会議」等において、引き続き検討してまいります。</p>

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
123	東大阪市	全般・その他	全般	次期運営方針策定の経過において、保険料減免の共通基準については平成30年度の制度発足時に整理された内容であることからほとんど議論されていない。 共通基準の拡充や見直しについては、減免の必要性に加え財源の問題やシステム改修に要する費用・期間もあることから相当の議論を要することになるが、現行共通基準にある所得減少減免の一部見直し（所得減少区分の追加や減免割合の拡充等）等をはじめ、保険料の減免について広域化調整会議等で議題とされたい。併せて特に保険料負担の大きい市民税非課税世帯よりも所得が少し超えてくる世帯、いわゆる所得割保険料が賦課され、かつ保険料の法定軽減の対象とならないこれらの層に配慮した保険料軽減策についても検討されたい。	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしています。
124	東大阪市	全般・その他	全般	一部負担金減免にかかる府内統一基準について、物価高騰等による家計支出の増加に対応するため、生活保護基準の1000分の1155となっている現行の係数を緩和することにより、病気等により収入が減少した被保険者が利用しやすい制度とされたい。	一部負担金の減免については、国の通知や判例等を踏まえ、所得の多寡にかかわらず、「医療費の一部を負担する義務を負うところ、国保加入者全体の保険料等の収入から支出しても加入者相互扶助の精神に反しないと認められるだけの極めて限定的な特別な理由がある場合に限り、減免を実施する」という基本的な考え方を整理したうえで、「別に定める基準」とおりに設定したものです。 「別に定める基準」については、具体的な内容とした共通基準をまとめたものです。「別に定める基準」に記載すべき事項については、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。
125	東大阪市	全般・その他	全般	特定健診未受診者のなかには、継続的に医療機関を受診しているという理由の方が一定数いるのが現状である。これらの方たちの医療情報を医療機関から提供してもらい活用する、いわゆる「みなし健診」は受診率の向上に有効と考えるが、医療機関から徴収する手数料や個別に医師会等との調整などが課題となっている。大阪府内全体の受診率向上のためにも「みなし健診」についての見解を示されたい。	特定健康診査は、対象者本人が定期的に自らの健診データを把握するとともに、治療中であっても生活習慣を意識し、改善に取り組むきっかけとなることが期待されることから、治療中であっても特定健康診査を受診するよう、かかりつけ医から本人への特定健康診査の受診勧奨を行うことが重要であると考えます（「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」より）。 まずは、かかりつけ医による日常診療場面での受診勧奨が効果的かつ円滑に行われるよう、医師会と保険者の連携強化に優先して取り組むところです。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
126	東大阪市	全般・その他	全般	糖尿病性腎症重症化予防事業や適正受診・適正服薬促進事業などは、国のプログラムや保険者努力支援制度などで指標が一定定まってはいるが、市町村ごとに対象者の抽出基準や実施方法などに差異があることから、大阪府が主体となって効果的な基準や方法について考察されたい。また、各市町村が事業を実施するうえで必要となる「かかりつけ医・医師会との連携」などの関係機関との調整について、大阪府がイニシアティブをとられたい。	糖尿病性腎症重症化予防事業については、令和5年度、国が「事業実施の手引き」の改定に取り組んでいる。大阪府でも、大阪府医師会や大阪糖尿病対策推進会議と連携し、改定後の「事業実施の手引き」に準じつつ、府内の実情を鑑みながら、引き続き、事業の効果的な実施に向け検討してまいります。 適正受診・適正服薬の推進については、国による「手引き」等の提示が無いため、現状においては保険者と地域の関係団体との連携がより重要となっている。府としては、大阪府医師会や大阪府薬剤師会等、医療関係団体に理解・協力を得ることで、地域における連携の推進を図ってまいります。
127	東大阪市	全般・その他	全般	個人インセンティブを活用した、健康づくり支援プラットフォーム整備等事業「アスマイル」は被保険者の健康意識の向上と行動変容に繋がるものであることから、大阪府においては更なる普及に向けた効果的な周知・広報を行うとともに、より利用・参加しやすい事業となるよう努められたい。	大阪府では、通常のアスマイルの周知に加え、会員獲得キャンペーン実施等の際には、他団体での広報紙やSNS等の活用や、各種イベント会場でのチラシ配布など、様々な媒体を使った効果的な周知・広報となるよう努めています。 引き続き、より効果的な広報となるよう、手法を検討し、更なるアスマイルの普及につながるよう、取り組んでいきます。
128	四條畷市	全般・その他	全般	7行目以降を「総務省が示す繰入れ基準額の全額を一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるものとする。」としてはどうかと考えます。	当該項目については、「広域化調整会議」等での検討を踏まえ、予算編成等における裁量への配慮を前提とした上で、府内市町村が共通認識により取り組むべき基本的な方向性・考え方について記載したものであり、今後も「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。
129	四條畷市	全般・その他	全般	以下の項目を追加していただきたい。  (9) 府及び市町村国民健康保険運営協議会の在り方	お示しのご意見を参考に、今後の「広域化調整会議」等における検討課題とさせていただきます。
130	四條畷市	全般・その他	全般	1、2行目を以下の通り変更いただきたい。 「保険料の減免については、国通知、判例及び大阪府後期高齢者医療制度を参考に、「別に定める基準」を府内統一基準とする。また、「別に定める基準」については社会情勢等を勘案し適宜見直しを行うものとする。」	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしています。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
131	四條畷市	全般・その他	全般	文末に以下を追加していただきたい。 「特に、統一初年度となる令和6年度については、市町村が円滑な移行を図れるよう努める。」	事業費納付金及び保険料率の算定等にあたっては、国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。 また、被保険者の負担増への対応については、「広域化調整会議」等を通じて、昨年度から検討を重ねてきたところであり、府と市町村国保特会の財源配分の見直しや市町村国保特会の財源の一部活用による保険料抑制策等の財政調整事業の枠組みをとりまとめたところではあります。 今後も引き続き、府及び市町村国保特会の財政状況等を踏まえつつ、市町村とともに保険者としてできる限りの保険料負担を抑制できるよう、検討を進めてまいります。
132	四條畷市	全般・その他	全般	②の文末に以下の通り追加していただきたい。 「推進していくとともに、国に対して財政支援のさらなる充実が図られるよう働きかけを行っていく。」	国民健康保険の制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう引き続き要望してまいります。ご指摘の点については、大阪府国民健康保険運営方針への記載内容としては馴染まないものと考えられます。
133	島本町	全般・その他	全般	②財政調整基金の繰出し各号の明確化	市町村が保有する財政調整基金の取扱いも含め、府及び市町村における国民健康保険事業（特別会計）のあり方については、大阪府国民健康保険運営方針策定後も、引き続き、検討を行うこととしており、財政運営にかかる諸課題とともに、「広域化調整会議」の場等を通じて検討を進めてまいります。
134	忠岡町	全般・その他	全般	上昇傾向にある保険料の抑制のためにも、推計医療費の算出についてはできる限り精緻な見込みに努めてください。	事業費納付金の算定にあたっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないよう、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
135	忠岡町	全般・その他	全般	財政安定化支援事業の繰入については、総務省が示す繰入基準額どおりとすることを基本として、一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れるよう努めますが、通知では、地域の実情に即して独自に決定すべきものとされることから、その繰入額の決定については、財政部局との協議が必要になるため、各市町村国保会計が毎年必ず全額を繰り入れることができることも限らないことを想定に入れた取扱いをお願いします。	当該項目については、「広域化調整会議」等での検討を踏まえ、予算編成等における裁量への配慮を前提とした上で、府内市町村が共通認識により取り組むべき基本的な方向性・考え方について記載したものであり、今後も「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
136	忠岡町	全般・その他	全般	大阪府の保険料率が全国的にも高くなっていることから、保険料率の算定時には、推計医療費も含め、他の都道府県との比較や府独自の事情などを示していただき、府内状況だけでなく全国的にみた大阪府の状況も把握できるような資料の提示や、その比較分析の結果等の開示をお願いします。	事業費納付金及び保険料率の算定結果については、市町村国民健康保険主管課長会議等において、分析結果等も含めて資料としてお示ししているところです。 事業費納付金及び保険料率の算定等に当たっては、引き続き国が示す確定係数に基づき、算定政令や納付金算定ガイドライン等を踏まえ、適切に行ってまいります。
137	熊取町	全般・その他	全般	保険料の減免については、別に定める基準を府内統一基準とすることに賛成します。 運営方針に定める必要はありませんが、現場での判断にブレが生じないよう、運用面でのルールの特明確化・共有化を望みます。	保険料減免については、大阪府国民健康保険運営方針「別に定める基準」及び同基準に基づく事務運用を定め、府内統一基準としているところです。 また、交付金検査等を通じて、適切な運用がなされるよう取り組んでいるところでありますが、被保険者間での公平性を確保する観点からも、市町村間において統一的な取扱いがなされるよう、引き続き取り組んでまいります。
138	阪南市	全般・その他	全般	医療費適正化に必要な保健事業（独自事業分）について、現行基準額の算定方法を原則維持し、事業実施に係る必要な財源を維持すること。	医療費の適正化の取組として、健康づくり・生活習慣病重症化予防等の保健事業の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得を共通目標とします。 独自事業分を含む市町村が行う保健事業については、保険者努力支援制度評価点獲得につながる事業であることを基本とした上で、財源の在り方については、財政運営検討ワーキング・グループにおいて引き続き検討を進めることとします。
139	阪南市	全般・その他	全般	事業費納付金のうち、保険料分において標準収納率を達成しても、府算定において、被保険者数・一人当たり所得等の乖離により一定以上の赤字となった場合等、保険者の責めに帰さない理由等により過不足が生じる場合は、翌年度において精算等の仕組みを講じられたい。	事業費納付金については、毎年度の実績において、見込み額より下回る場合もあれば、上回る場合も想定され、後年度において徐々に補正されることが想定されます。このため、国が示す納付金算定ガイドラインにおいて、都道府県と各市町村の個別の関係において精算は行わないことを基本とするものとして定められています。 このことから、事業費納付金の算定に当たっては、市町村の単年度収支に赤字が生じないように、国の推計ツールを活用するなど、今後とも、市町村と協議しながら、精緻な推計に努めてまいります。
140	阪南市	全般・その他	全般	保険料の過年度分について、事業費納付金の納付率が引き上げとなっている中、現行の算定方式では収納額以上の事業費納付金が必要となるなど、市町村間において平等性が担保できにくくなっているため、新たな算定式を講じられたい。	事業費納付金の算定における保険料の過年度収納分の取扱いについては、「広域化調整会議」等における検討を踏まえ、算定しているところです。 令和6年度事業費納付金算定に向けては、過年度収納分の取扱いについての一部見直しを図っているところでありますが、引き続き「広域化調整会議」等において、検討を進めてまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
141	阪南市	全般・その他	全般	財政調整財源の保険者努力支援制度交付金において、令和6年度は一定割合を保険料率抑制に活用することは理解できるが、令和7年度以降においては各市町村のモチベーション維持のため令和6年度の割合を上限とし、市町村への交付額を一定補償する制度を構築すること。	財政調整事業に用いる保険者努力支援制度交付金の一定割合については、毎年度の事業費納付金算定の状況を踏まえ、「広域化調整会議」等で検討の上、決定することとしたところです。 当該交付金の全国順位の引き上げにより、さらなる公費を獲得することを府と市町村の共通目標として定め、府内全市町村で、予防・健康づくり、医療費適正化、収納率向上等の取組を進める方針の下、継続的に検討を進めてまいります。
142	阪南市	全般・その他	全般	一部負担減免においては別に定める基準において減免・徴収猶予基準を統一しているが、決定までの調査基準等において、市町村によって異なることから、府において基本の事務マニュアル等を策定されたい。	「大阪府国民健康保険運営方針に基づく事務運用の決定について（通知）」（平成30年4月20日付け国健第1212号）に基づき、基本的な考え方を整理した一部負担金減免に係る事務運用を定めており、共通認識のもと共有する考えです。令和6年度以降も、事務の効率化・負担の公平性の確保に資する項目等については、「広域化調整会議」等において、必要に応じて検討してまいります。
143	阪南市	全般・その他	全般	被保険者証の廃止に伴い、資格確認書の発行についてプッシュ型に対応できるようWG等で府内統一の事務マニュアル等を作成されたい。また、マイナ保険証の紐づけ確認に時差が生じることから全被保険者に交付されたい。	マイナンバーカードによる被保険者証の廃止を含めた国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えています。 資格確認書の取扱いを含め、制度の実施が円滑に進められることが重要と認識しており、今後どのように導入が進められるのか、具体的な方針が示されるよう国に働きかけるとともに、「広域化調整会議」等で引き続き検討してまいります。
144	阪南市	全般・その他	全般	短期証の廃止に伴い、特別療養費の事前通知対象の基準について、WG等において一定の基準マニュアルを作成されたい。	マイナンバーカードによる被保険者証の廃止を含めた国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えています。 資格確認書の取扱いを含め、制度の実施が円滑に進められることが重要と認識しており、今後どのように導入が進められるのか、具体的な方針が示されるよう国に働きかけるとともに、「広域化調整会議」等で引き続き検討してまいります。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
145	岬町	全般・その他	全般	財政安定化支援事業の取扱いについては、総務省が示す繰入基準額どおりとすることを基本として一般会計から国保特会に繰り入れるよう努めることとされているところであるが、それぞれの自治体の財政事情により基準額どおりの繰り入れが見込めない場合も想定した取扱いを願いたい。	当該項目については、「広域化調整会議」等での検討を踏まえ、予算編成等における裁量への配慮を前提とした上で、府内市町村が共通認識により取り組むべき基本的な方向性・考え方について記載したものであり、今後も「広域化調整会議」等を通じて検討を進めてまいります。
146	河南町	全般・その他	全般	国保は本来、国において権限・財源・責任を一元的に担うべきであるとして、制度設計に責任を持つ国に各種要望をされており、要望の内容等大阪府のHP上において公表されています。さらに今後も要望を行うと運営方針に明記されています。要望の結果というものは国から何ら示されないものなのでしょうか。無いなら回答無し等HP上で公表はされないのでしょうか。	制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、その実現に向けて、継続的に要望してまいります。
147	河南町	全般・その他	全般	図3や図5において医療費総額が減少しているにもかかわらず、図6-1の一人当たり医療費が増大している理由が分かりにくいと思います。	被保険者数の減少（表2）により医療費総額は減少していますが、高齢化の進展に伴い一人当たり医療費が高い高齢者（図6-2）の割合が増加（図2）していることや、医療の高度化などにより、一人当たりの医療費が増大（図6-1※）していることを説明する構成としております。 ※令和3年度のデータは公表され次第、更新予定
148	大阪狭山市	序章_第1 基本的事項	1 策定の目的	国保制度においては年齢構成が高く、一人当たりの医療費水準が高いこと、所得水準が相対的に低いことから、構造的な問題を抱えている。大阪府においては医療保険制度の一本化に向けた抜本的な改革を早期に実現するよう国に働きかけると共に、国民健康保険の財政運営の責任主体としての責務を果たし、国に対して公費の投入拡大を求め、大阪府独自の財政措置を講じるなど、大阪府が主体となり被保険者の保険料負担の軽減に努めていただきたい。	国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えており、制度設計に責任を持つ国に対して、万全の財政措置を講じるよう、引き続き要望してまいります。
149	大阪狭山市	第一章_第2 市町村における保険料の標準的な算定方法	7 その他（3）保険料の減免	子育て支援対策の観点から、子どもに係る均等割保険料の軽減対象年齢について、未就学児に限定せず、対象年齢を拡大するよう国に働きかけられたい。	令和4年度から実施されている子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、軽減の対象が未就学児までと限定的であること、また、軽減割合も5割となっていることから、本府としましても、対象年齢や軽減割合の拡充について、国に対し要望を行っているところです。

次期大阪府国民健康保険運営方針の策定に係る市町村意見に対する府の考え方

資料5

令和5年10月31日

大阪府健康医療部 健康推進室 国民健康保険課

No.	市町村名	運営方針（素案）の該当部分		修正案または意見	大阪府の考え
		章_第	項目		
150	大阪狭山市	第一章_第2市町村における保険料の標準的な算定方法	7 その他（3）保険料の減免	保険料減免にかかる府内統一基準については、過去の判例等を踏まえているとのことだが、これまで府内市町村が独自で行っている低所得者の保険料負担に配慮した減免について、適用基準に含められる要素が無いか、引き続き検討願いたい。	保険料減免その他共通基準につきましては、平成30年度からの広域化を踏まえ、被保険者間の受益と負担の公平性の観点から府内市町村共通の取扱として、市町村との協議の上で決定し、大阪府国民健康保険運営方針に定めているところです。 このことを踏まえつつ、引き続き、「広域化調整会議」等における府内市町村の意見や運営状況の検証等を踏まえ、その結果に基づいて大阪府国民健康保険運営協議会の意見も聴きながら必要に応じて見直しを行うこととしています。
151	大阪狭山市	第一章_第3市町村における保険料の徴収の適正な実施	2 収納対策（2）収納対策の体制強化に資する取組	被保険者証の廃止と共に短期被保険者証が廃止となるが、滞納者との折衝機会の減少により、収納率低下の恐れがある。被保険者の負担の公平性を確保すると共に保険料抑制を図るため、短期被保険者証廃止後の収納対策の強化に向け、事務の効率化・広域化の観点から、大阪府が主体的に取組みを行っていただきたい。	収納対策の強化に向けた取組については、「広域化調整会議」等において市町村とともに協議し、決定することとしています。
152	大阪狭山市	第一章_第4市町村における保険給付の適正な実施	8 その他（4）精神・結核医療給付	精神・結核医療給付については、被保険者への影響を十分に考慮し、対象者数の推移や他府県の制度の状況のほか、福祉医療制度の見直しによる影響等を分析し、調整会議にて方向性を検討するにあたり、慎重に取扱いいただきたい。	「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」（令和5年5月厚生労働省保険局国民健康保険課）においては、大阪府国民健康保険運営方針に基づく取組の状況をおおむね3年ごとに把握・分析し、評価を行うことで検証し、その結果に基づいて国保運営方針の必要な見直しを行うこととしています。精神・結核医療給付について、被保険者等への周知期間も踏まえ、対象者数の推移や他の都道府県の状況、福祉医療費助成制度への影響など情報収集・検証を行い、「広域化調整会議」等において検討してまいります。
153	大阪狭山市	第三章_第7市町村が担う事務の標準的、広域的及び効率的な運営の推進	1 市町村が担う事務の共通化・共同実施（1）被保険者証（資格確認書）等	被保険者証の廃止及び資格確認書の発行については、国の制度改正・運用方法等の状況を注視し、医療現場等において混乱が生じないように十分な周知及び周知期間の確保に努めると共に、廃止までの被保険者証の更新業務及び資格確認書の発行業務においては、大阪府国保連合会において滞りなく共同処理が行えるよう、実施に向けた調整を行われたい。	マイナンバーカードによる被保険者証の廃止を含めた国民健康保険制度は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、本来、国において、権限・財源・責任を一元的に担うことが基本であると考えています。 資格確認書の取扱いを含め、制度の実施が円滑に進められることが重要と認識しており、今後どのように導入が進められるのか、具体的な方針が示されるよう国に働きかけるとともに、「広域化調整会議」等で引き続き検討してまいります。